資料８

自動車整備人材の確保・育成等に係る対応について

令和８年１０月１３日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会

１．人材の確保･育成

（１）国内の人材確保

・若年層への自動車整備士職の関心惹起

・高校訪問等による職業選択時の働きかけ

・自動車整備士資格取得の基準緩和

（２）外国人材の確保

・技人国人材

・特定技能、技能実習（育成就労）

（３）整備士の処遇改善、負担軽減による離職防止

・給与改善（適正な対価の収受等）、職場環境改善等

・判断基準明確化等の既存業務サポート

・新技術への対応サポート

（４）離職した整備士資格保有者の回帰

・潜在整備士の把握、回帰サポート

（５）他業種人材へのリスキリング（転職サポート）

・採用した無資格者の育成サポート

２．省力化･効率化の推進

・省力化機器導入を条件とする基準の緩和

・省力化機器導入補助の活用

・省力化機器の開発サポート

３．業務の配分

・ディーラーと専兼業との連携

・専兼業への事業承継のサポート